

No.260
2018
3/23



はちおうじ

JR東労組
八王子地本

立憲民主党 初鹿衆議院議員 厚生労働委員会質問

事実であれば 不当労働行動にあたることを確認！

2018年3月23日（金）の午前中行われた厚生労働委員会において、立憲民主党の初鹿衆議院議員が不当労働行為について質問を行いました。



初鹿議員

一般論としてお伺いしますが、経営者側が個別の組合員一人ひとりに対して組合脱退届という添付されたメールを送ったり、脱退届のひな形を持って脱退干渉が行われるということは、**労働組合法第7条1項もしくは3項に抵触して不当労働行為に当たる行為**ではないでしょうか？

厚生労働大臣

一般論としてお答えさせていただきますが、使用者が労働者に対して労働組合から脱退を働きかけることは、**不当労働行為として労働組合法で禁止**されています。仮に不当労働行為が行われた場合には、労働組合は都道府県労働委員会に救済命令の申し立てを行うことができる仕組みになっています。



初鹿議員

これが**事実であれば不当労働行為にあたる**ということですね。最終的な結果については地方の労働委員会に委ねるとして、こういう行為は不当労働行為であるということをいただきました。

不当労働行為 = 労働組合法違反 = コンプライアンス違反

脱退干渉を許さず安心して働ける職場を取り戻そう！！